

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年2月9日提出
【発行者名】	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 青野 晴延
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	梅本 賢一
【電話番号】	03-3593-5917
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	CA米国・ユーロ投資適格債ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額： 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

ただし、愛称として「リソな ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあります(以下「ファンド」といいます)。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託者であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします(前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません)。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問合せください。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込口数または取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

手数料率については、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.caam.co.jp>)でも販売会社の申込手数料等をご覧いただけます。

(6)【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

(7)【申込期間】

申込期間：平成22年2月10日(水)から平成23年2月9日(水)まで¹

ただし、ファンドの休業日²にあたる場合はお申込できません。

¹ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

² 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日及びニューヨーク証

券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下、「販売会社」といいます）については、次の照会先までお問合せください。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込みを受付けた販売会社が定める日までに、当ファンドの申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

なお、各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込み下さい。受益権の取得申込は、ファンドの休業日を除き、申込期間における毎営業日受付けます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式 で運用することを基本とします。主として米国債券市場（社債等）へ投資するファンドとユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

ファンドの特徴：

- 原則として毎月12日（休日の場合は翌営業日）に決算を行います。
 - 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、投資信託に投資した結果得られるインカム・ゲイン（分配金等）やキャピタル・ゲイン（売買益、評価益等）を分配原資とします。
 - 運用状況（基準価額水準及び市場動向）等によっては分配を行わないこともあります。
 - 原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。
 - * お申込みにあたっては、お申込手数料がかかります。保有期間中には信託報酬等がかかります。
- 米国とユーロ各国の国債等公共債、国際機関債、社債（原則として投資適格債（トリプルB格以上））等へ幅広く投資します。
 - * 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用しており、債券への投資は投資先の投資信託が行います。
 - * 過去の一時点の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

	ムーディーズ社	スタンダード&プアーズ社	
投資適格債	Aaa	AAA	投資対象
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	
ハイ・イールド債 (高利回り債/ 投機的格付債)	Ba	BB	
	B	B	
	C	C	
		D	

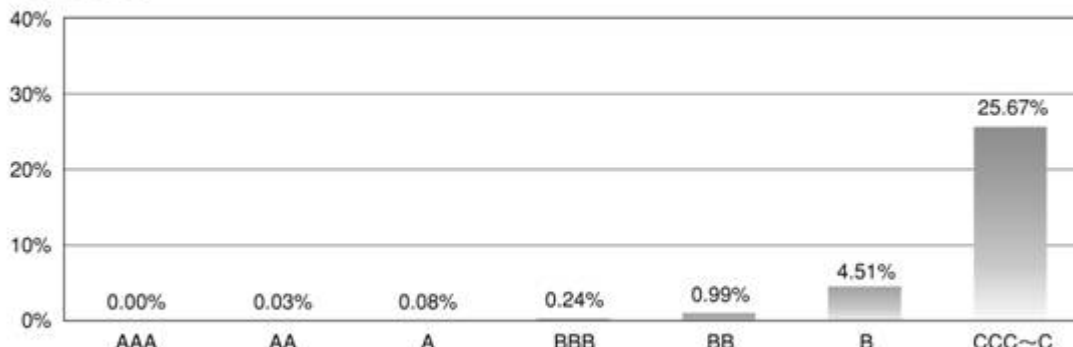
格付	日本企業でいうと
AA	武田薬品工業、トヨタ自動車
AA-	セブン&アイ・ホールディングス
A+	ホンダ、三菱商事
A	シャープ、ファーストリテイリング
A-	新日本製鐵、富士通
BBB+	日立製作所、三井不動産
BBB	東芝、丸紅
BBB-	川崎汽船

*スタンダード&プアーズ社及びムーディーズ社のホームページ(2009年12月末現在)の
情報に基づき、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)が作成

*上記企業はスタンダード&プアーズ社のデータ(2009年12月末現在)を基に作成した各格付に相当する企業の例であり、実際に当ファンドが組入れる債券の発行体ではありません。

年間平均デフォルト率

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に比べ、信用度が高くデフォルト*率が低い投資適格債を対象とします。



* 債券の元本金（利息及び償還金）の支払いができなくなることをいいます。

出所：スタンダード&プアーズ社、「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー2008年版」より、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)が作成（1981年～2008年、格付別累積デフォルト率の1年目）

3. 市場と通貨がペアです。

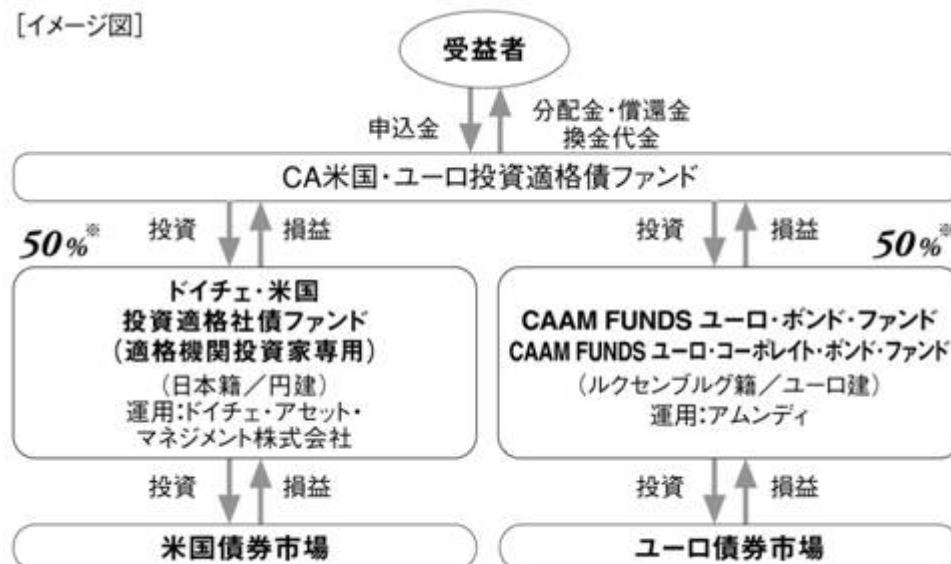
- ・米国とユーロの2大債券市場に投資します。
- ・米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替レート変動によるリスクを軽減することに努めます。

4. 運用会社がペアです。

2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ・米国はドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイツ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」に、ユーロはアムンディが運用する「CAAM FUNDS ユーロ・債券・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・債券・ファンド」に投資します。

[イメージ図]



※ キャッシュポジションを除いた資産におけるおよその比率です。この比率は変更することがあります。

* クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメントとの統合により、2010年1月1日付で新会社アムンディが発足しました。当該統合に伴い、CAAM FUNDS ユーロ・債券・ファンド及びCAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・債券・ファンドの運用会社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーからアムンディに変更されました。なお、2010年3月2日付でCAAM FUNDS ユーロ・債券・ファンド及びCAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・債券・ファンドは、Amundi Funds ユーロ・債券・ファンド及びAmundi Funds ユーロ・コーポレート・債券・ファンドに名称変更する予定です。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資による一般的なメリットと注意点

- ・資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・既に運用実績のあるファンドに投資ができます。
- ・ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託ごとに信託報酬がかかります。

〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、追加型 / 海外 / 債券に属しています。

商品分類表

属性区分表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ ・ファンズ	あり () なし

(注) 当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

・単位型 / 追加型

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産(収益の源泉)

「債券」……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産」…目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年12回(毎月)」…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「北米」……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「欧州」……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジ

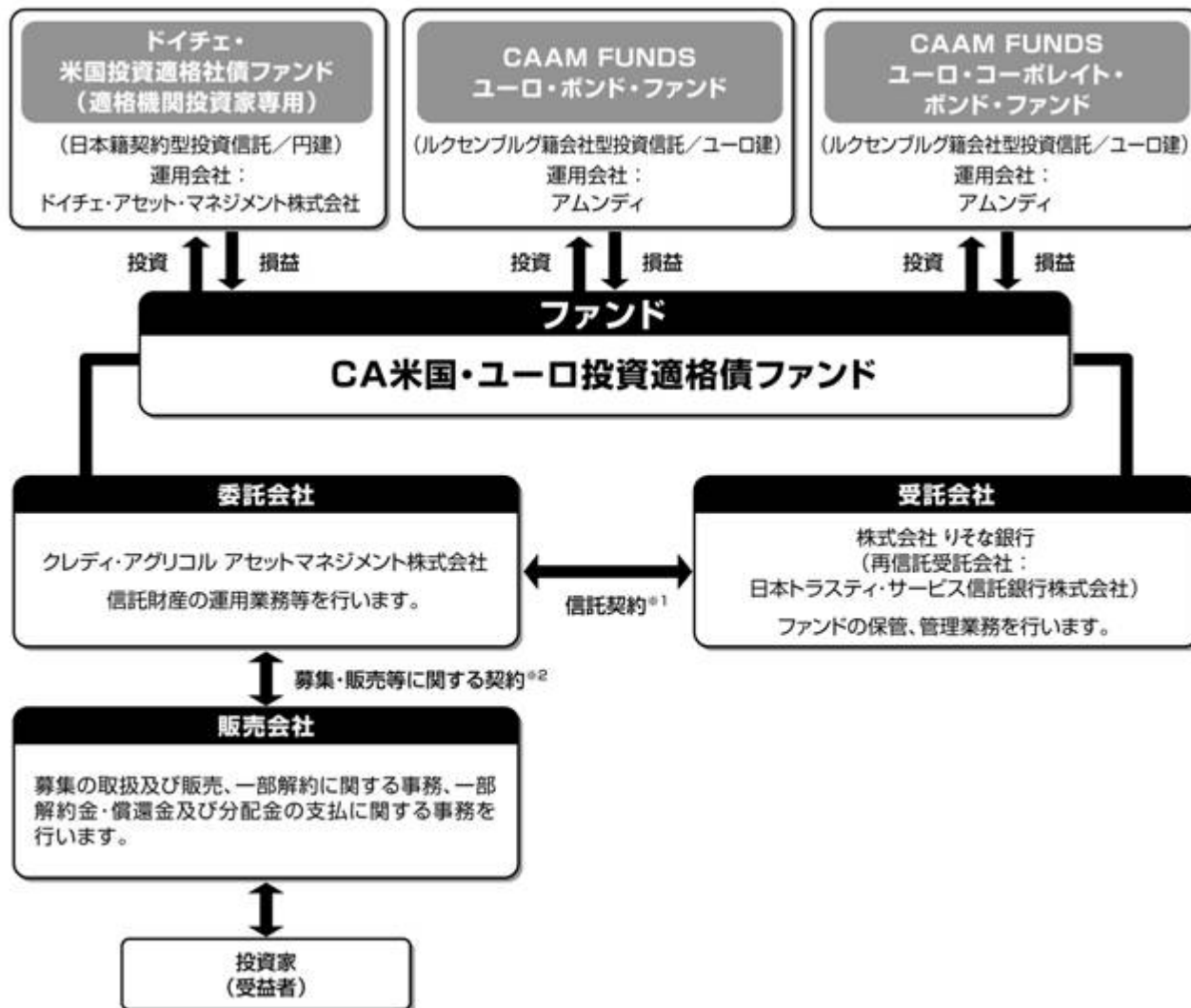
「為替ヘッジなし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概況

() 委託会社の資本金

3億円(本書提出日現在)

() 委託会社の沿革

昭和61年 7月 1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
 昭和63年 6月 8日 証券投資顧問業の登録
 平成元年 1月31日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成 2年 7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
 平成 6年 9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
 平成 7年10月 2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
 平成 9年 9月 1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更

平成10年 9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
 平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成13年 4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更
 平成19年 9月30日 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

() 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
アムンディ	フランス共和国 パリ市 パスツール大通り 90番地 75015	43,200 株	100 %

* アムンディは2010年1月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメント (SGAM) が統合し発足しました (持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%)。

() 現況

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク¹ (地銀39行、従業員数約89,000人、11,850支店²)であり、フランス国内で上位の格付を取得しております (スタンダード&プアーズ社: AA-格、ムーディーズ社: Aa1格、フィッチ社: AA-格³)。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、「フランス国内リテール・バンキング部門」、「専門金融サービス部門」、「資産運用業務、保険事業、プライベート・バンキング部門」、「法人営業・投資銀行部門」、「国際リテール・バンキング部門」等と広範囲にわたっており、パリ、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京を中心に世界各国に業務展開し、金融商品・サービスを提供しております。

また、クレディ・アグリコル・グループは2010年1月1日付にてその資産運用業務部門をソシエテ ジェネラル グループの資産運用業務部門と統合させ、新会社アムンディが発足しました (持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%)。

1 自己資本(第一分類)は716.81億米ドル(出所: The Banker, July 2009)に基づきます。

2 2008年12月末現在

3 2009年12月末現在

<クレディ・アグリコル・グループの沿革>

1894年 相互組織形態の地方金庫として設立 (明治27年)

1926年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル (CNCA (全国農業信用金庫)) の設立

1986年 プレディカ (Predica (生命保険会社)) の設立

1988年 金融持株会社に転換 (政府保有分90%を地域銀行に売却、残りは従業員持株)

1990年 パシフィカ (Pacifica (損害保険会社)) の設立

1996年 インドスエズ銀行 (1975年創立、法人金融部門及び投資銀行部門) を買収

1999年 ソフィンコ (SOFINCO (消費者金融会社)) を買収

2001年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコルからクレディ・アグリコル エス・エーに名称変更し、フランス証券取引所に株式公開

2002年 フィナレフ (FINAREF (消費者金融会社)) を買収

2003年 クレディ・リヨネを買収

2010年 資産運用業務部門をソシエテ ジェネラル グループと統合し新会社アムンディが発足

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるアムンディ (フランス) の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、条件付運用型ファンド等のストラクチャー

ド商品、アジア株式、SRI(社会的責任投資)関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場(社債等)へ投資する日本籍の「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」と、ユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するルクセンブルグ籍の「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

国債等公共債	:	国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。
国際機関債	:	国際機関が発行する債券です。
社債	:	企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債及び新株引受権付社債(ワラント債)のことを指します。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」及びユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスに投資します。

米国債券市場(社債等)へ投資するファンドとユーロ債券市場(国債等公共債・国際機関債・社債等)へ投資するファンドの組入比率は、原則として、均等配分を基本とします。委託会社の判断により、為替や各投資信託証券の基準価額の変動を考慮し、3ヵ月毎にリバランスを行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。投資信託証券への投資の結果、全体のポートフォリオの格付が、原則としてシングルA格[A-(スタンダード&プアーズ社)/A3(ムーディーズ社)]以上とすることを目指します。また、各投資信託証券の組入対象債券の格付は、原則として、投資適格債(トリプルB格[BBB-/Baa3]以上)とします。組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

「格付」とは、債券などの元本及び利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本及び利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低く(信用リスクが大きくなる)なります。

投資対象ファンドの選定基準

当ファンドは、アムンディ・グループ の中で運用されるユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するファンドと、グループ外で運用される米国債券市場（社債等）への投資するファンドを選定します。

2010年1月1日付で、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）が統合し、新会社アムンディが発足しました。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が当ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制及びプロセス・リスク管理・情報開示が明確及び適切に行われていること。
3. 投資対象ファンド又はその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 当ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

《投資対象ファンド概要》

『ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)』

(日本籍契約型投資信託)(円建)

設 定 日 : 2003年11月17日

ベンチマーク : パークレイズ・キャピタル米国社債インデックス

総 資 産 : 約257.5億円(2009年12月末現在)

信 託 報 酬 : 年率0.5775%(税抜年率0.55%)

運 用 会 社 : ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社 : ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

《ファンドの特徴》

1. 主にドイチェ・米国投資適格社債マザーファンドへの投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲイン の確保を目指して運用を行います。
2. ポートフォリオの平均格付は、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。
実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付(BBB格相当以上)を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

インカム・ゲインとは、公社債や預金の利息収入、株式の配当のことをいいます。

*資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

《ドイチェ・アセット・マネジメント・グループ 概要》

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループはドイツ銀行グループの一員であり、約62兆円 の運用資産を有する資産運用グループです。債券運用残高は約27兆円、そのうち米国債券運用は約9兆円 です。世界約30都市以上に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。

2008年12月末現在

『CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルグ籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日 : 1991年1月2日
 ベンチマーク : バークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス
 総 資 産 : 約284.1百万ユーロ(約375億円@132円:2009年12月末現在)
 信 託 報 酬 : 年率0.40%(毎月分配クラス)
 運 用 会 社 : アムンディ

《ファンドの特徴》

- 1.ユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債等に投資します。
債券の発行体としてはユーロ圏の国・企業が中心となります。
- 2.高格付債を中心に投資します。
組入債券の最低格付は原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)とします。

* 2010年3月2日付で、CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンドは、Amundi Funds ユーロ・ボンド・ファンドに名称変更する予定です。

『CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド』

(ルクセンブルグ籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日 : 1999年2月1日
 ベンチマーク : バークレイズ・キャピタル・ユーロ社債インデックス
 総 資 産 : 約495.9百万ユーロ(約654億円@132円:2009年12月末現在)
 信 託 報 酬 : 年率0.40%(毎月分配クラス)
 運 用 会 社 : アムンディ

《ファンドの特徴》

- 1.主として欧州または欧州以外の企業が発行する、欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資します。企業のセクターに制限はありません。
EMU圏の政府が発行する、または保証する債券にも投資します。
- 2.スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社より投資適格(BBB-/Baa3以上)と格付されている社債に投資します。
- 3.インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるリターンを最大化させることを目指します。

* 2010年3月2日付で、CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドは、Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドに名称変更する予定です。

《アムンディ 概要》

アムンディは、クレディ・アグリコルとソシエテ ジェネラルの資産運用業務部門の統合により設立された資産運用会社で、パリ(フランス)に本社をおきます。欧州をはじめ、アジア、米国に活動拠点をもち、グローバルな運用体制を有します。市場、スタイル、種類において、多岐にわたる商品を提供しております。

* クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメントとの統合により、2010年1月1日付で新会社アムンディが発足しました。当該統合に伴い、CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド及びCAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドの運用会社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーからアムンディに変更されました。

(2)【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託証券と「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の投資信託証券の毎月分配クラスその他、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

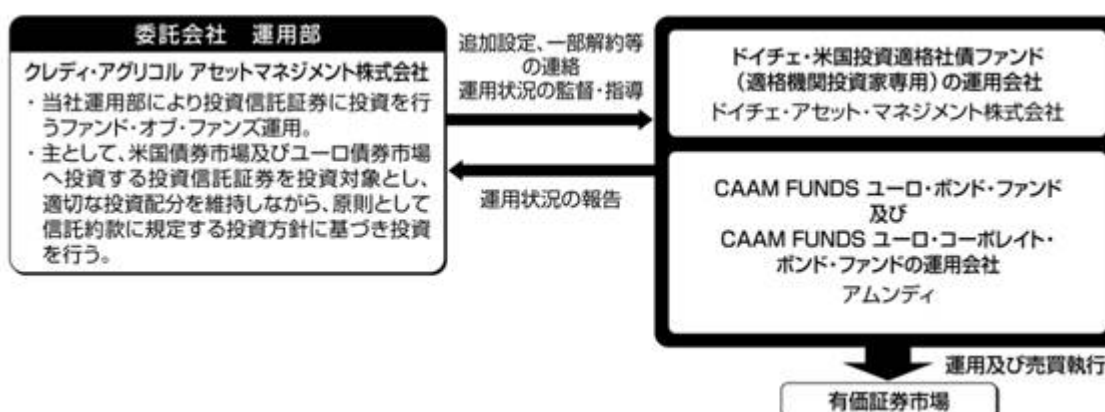
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

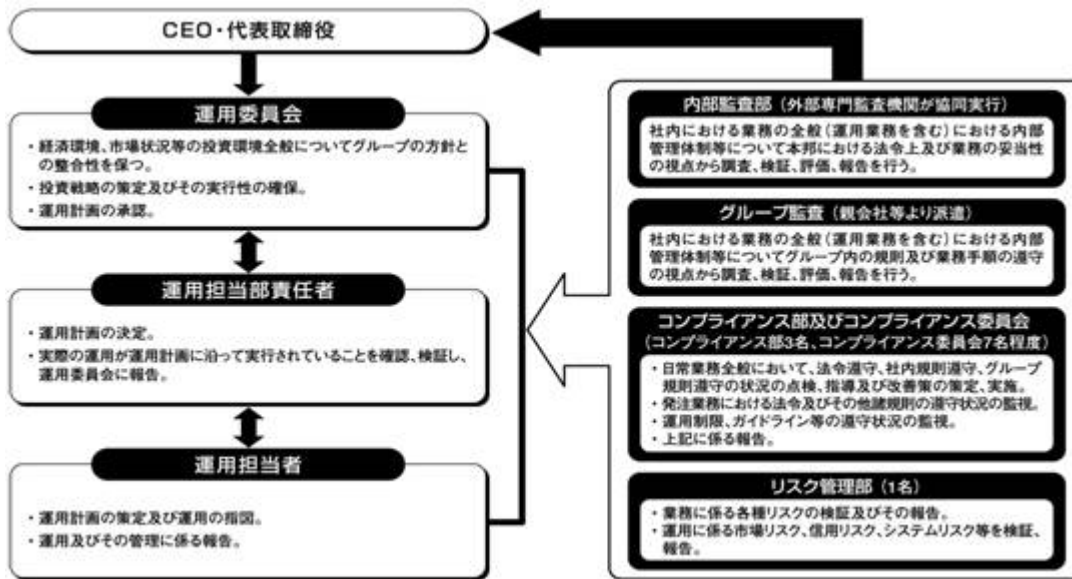
(3) 【運用体制】

《当ファンドの運用体制》



ファンドの運用に関しては当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ ブローカー選定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ 資金の借入りに係る業務規則等



《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」、「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」を主要投資対象としております。当ファンド・オブ・ファンズにおいては、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、目論見書（信託約款）上の投資目的、投資対象、分配方針等を確保しているかを、確認、監督します。また、投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《リスク管理体制》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ファンドの投資制限、運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底しております。

業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- （ ）ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。

- () 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- () 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。
- () コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

ファンドのリスク管理体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日、休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- () 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- () 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払

- () 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から支払います(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始)。
- () 上記()の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の販売を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- () 上記()に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- () 受益者が、収益分配金について上記()に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める投資制限は、以下の通りです。

投資信託証券以外への投資は、信託約款に定める範囲内で行います。

株式への投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託への投資制限

原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図及び範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れの制限

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 受託会社による資金の立替え
- () 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資

金の立替えをすることができます。

- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日まででその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めず。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドの主要投資対象は、米国債券市場及びユーロ債券市場の国債等公共債・国際機関債・社債等に投資する日本籍及びルクセンブルグ籍の投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。後記の各リスクにより実質的な組入有価証券の価格が値下がりすることにより、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。以下は、当ファンドに関して考えられ得る主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全てのリスク及び留意点を網羅したものではありません。

《投資リスク》

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする日本籍及びルクセンブルグ籍の投資信託証券は、主に米国債券市場及びユーロ債券市場の公社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況及び財政状況、経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合には当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

債券価格は、金利変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・当ファンドのポートフォリオの平均格付は、原則としてシングルA格〔A - (スタンダード&プアーズ社)/A3(ムーディーズ社)〕以上とすることを目指します。また、当ファンドが組入れる投資信託証券が投資対象とする個別債券の格付は、原則として、投資適格債(トリプルB格(BBB - /Baa3)以上)とし、信用リスクの低減を図ります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・当ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場及びユーロ債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。従って、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向が、反対に円高になると下落する傾向があります。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となり損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

- ・急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

《留意点》

分配金に関する留意点

当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定されているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

規制の変更に関する留意点

- ・当ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、当ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

(2) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込口数または取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。

手数料率については、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問合せください。

また、委託会社のインターネットホームページ(<http://www.caam.co.jp>)でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率0.8715%（税抜0.83%）以内を乗じて得た金額 （平成21年12月30日現在 年率0.7665%（税抜0.73%））	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.21%（税抜0.20%）以内 （平成21年12月30日現在 年率0.21%（税抜0.20%））
		販売会社	年率0.63%（税抜0.60%）以内 （平成21年12月30日現在 年率0.525%（税抜0.50%））
		受託会社	年率0.0315%（税抜0.03%）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

なお、当ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	年率0.5775%（税抜0.55%）
CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド	年率0.40%（毎月分配クラス）
CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	年率0.40%（毎月分配クラス）

内訳 運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%

日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

< 実質的な信託報酬等 >

当ファンドの信託報酬に当ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は、概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方にご負担いただく 実質的な信託報酬（税込）	=	「CA米国・ユーロ投資 適格債ファンド」 信託報酬（税込）	+	組入投資信託証券 信託報酬
上限 ¹ 年率1.449 % 平成21年12月30日現在 年率 約1.2483 % ² （概算値）		約款で定める上限 年率0.8715 % 平成21年12月30日現在 年率0.7665 %		年率0.5775 % ~ 0.40 %

¹ 当ファンドの「 約款で定める上限信託報酬（年率0.8715%（税込））」に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.5775%）を加算しております。

² 平成21年12月30日現在の各組入投資信託証券の組入比率を考慮して算出しております。

(4) 【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

- () 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- () 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます(上限85万円(1回当たり、税込)(本書提出日現在))。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用並びに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

- * その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- * 費用の合計額については、お申込金額・口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります(下記は、平成21年12月末現在の税法に基づき記載しております)。

個別元本について

- () 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- () 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- () 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- () 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」を参照)。

収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- () 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

- (1) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費(申込手数料等を含みます)を控除した場合に生じる利益(譲渡所得)
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、10%(所得税7%、地方税3%)となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費(申込手数料等を含みます)を控除した場合に生じる利益(譲渡所得)
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、20%(所得税15%、地方税5%)となります。
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%(所得税7%、地方税3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

¹ 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

² 特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

³ 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

⁴ 特定口座(源泉徴収選択口座)内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

(2) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	個別元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客様の個別元本(受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)をいいます)を上回る金額に対して課税されます。

買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合には、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成21年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	22,382,243,822	49.38
投資証券	ルクセンブルグ	22,274,776,726	49.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		668,843,721	1.47
合計（純資産総額）		45,325,864,269	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ドイツ・米国投資適格社債 ファンド（適格機関投資家専 用）	31,667,011,634	0.6847	21,682,402,865	0.7068	22,382,243,822	49.38
2	ルクセ ンブル グ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・コーポレ イト・ボンド・ファンド 毎月 分配クラス	1,484,109	11,993.84	17,800,171,453	12,026.51	17,848,666,570	39.37
3	ルクセ ンブル グ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ ファンド 毎月分配クラス	374,859	11,836.52	4,437,027,741	11,807.39	4,426,110,156	9.76

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	49.38
外国	投資証券	49.14
	合計	98.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成16年 5月12日）	12,174,568,901	12,226,562,597	1.0069	1.0112
第2特定期間末（平成16年11月12日）	34,573,452,533	34,721,245,768	1.0059	1.0102
第3特定期間末（平成17年 5月12日）	59,811,457,795	60,071,978,825	0.9872	0.9915
第4特定期間末（平成17年11月14日）	87,638,913,139	88,007,386,169	1.0227	1.0270
第5特定期間末（平成18年 5月12日）	84,586,375,087	84,963,757,287	0.9638	0.9681

第6特定期間末（平成18年11月13日）	85,996,992,640	86,395,808,690	1.0350	1.0398
第7特定期間末（平成19年 5月14日）	78,208,482,832	78,561,314,367	1.0640	1.0688
第8特定期間末（平成19年11月12日）	70,113,407,816	70,451,272,849	0.9961	1.0009
第9特定期間末（平成20年 5月12日）	62,098,043,245	62,421,598,691	0.9212	0.9260
第10特定期間末（平成20年11月12日）	42,706,100,545	43,007,344,981	0.6805	0.6853
第11特定期間末（平成21年 5月12日）	43,824,960,135	44,117,588,827	0.7189	0.7237
第12特定期間末（平成21年11月12日）	45,867,646,821	46,194,175,378	0.7726	0.7781
平成20年12月末日	42,915,606,056	-	0.6911	-
平成21年 1月末日	39,733,053,591	-	0.6445	-
2月末日	41,532,916,160	-	0.6767	-
3月末日	41,791,816,613	-	0.6841	-
4月末日	43,067,777,137	-	0.7061	-
5月末日	44,616,230,917	-	0.7328	-
6月末日	45,302,663,916	-	0.7505	-
7月末日	46,659,459,162	-	0.7747	-
8月末日	46,125,790,317	-	0.7704	-
9月末日	45,774,936,910	-	0.7678	-
10月末日	46,586,122,488	-	0.7840	-
11月末日	44,302,002,005	-	0.7500	-
12月末日	45,325,864,269	-	0.7728	-

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	0.0215
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	0.0258
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	0.0258
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	0.0258
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	0.0258
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	0.0263
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	0.0288
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	0.0288
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	0.0288
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	0.0288
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	0.0288
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	0.0302

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成15年11月14日 至 平成16年 5月12日	2.8
第2特定期間	自 平成16年 5月13日 至 平成16年11月12日	2.5
第3特定期間	自 平成16年11月13日 至 平成17年 5月12日	0.7
第4特定期間	自 平成17年 5月13日 至 平成17年11月14日	6.2
第5特定期間	自 平成17年11月15日 至 平成18年 5月12日	3.2
第6特定期間	自 平成18年 5月13日 至 平成18年11月13日	10.1
第7特定期間	自 平成18年11月14日 至 平成19年 5月14日	5.6
第8特定期間	自 平成19年 5月15日 至 平成19年11月12日	3.7
第9特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	4.6
第10特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月12日	23.0
第11特定期間	自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日	9.9
第12特定期間	自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日	11.7

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

お申込期間	平成22年2月10日(水)から平成23年2月9日(水)まで ¹ ファンドの休業日 ² にあたる場合は、お申込みできません。 ¹ 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ² 東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。 取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
お申込単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
お申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受付を延期することができます。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

換金取扱期間	原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。 ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
換金単位	1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金の支払	換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

1) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。

2) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

申込（販売）及び換金（解約）手続等の詳細について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

() 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

() 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞、オープン基準価格「CAアセット」の欄に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

保管

該当事項はありません。

信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、後記、その他()信託の終了に該当する場合、信託は終了するこ

とがあります。

計算期間

- () この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。
- () 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中換金（買取）請求権を有しています。詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

その他

- () 信託の終了
 - a . 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ・ 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
 - ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。
 - 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - b . 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「() 信託約款の変更」のc . の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - d . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 信託約款の変更
 - a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - b . 上記a . の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述

べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- c. 上記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からd. までの規定に従います。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 信託約款に関する疑義の取扱

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

() 運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、換金（買取）請求権、帳簿閲覧権、反対者の買取請求権を有しています。

第2 【財務ハイライト情報】

以下の情報は、本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間(平成20年11月13日から平成21年5月12日まで)及び第12特定期間(平成21年5月13日から平成21年11月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1 【貸借対照表】

(単位：円)

		第11特定期間末 (平成21年 5月12日)		第12特定期間末 (平成21年11月12日)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		1,027,197,112		1,114,126,255
投資信託受益証券		20,960,525,132		22,377,788,246
投資証券		22,150,717,647		22,758,033,674
派生商品評価勘定		146,736		
未収入金		20,894,805		
未収利息		1,407		1,526
流動資産合計		44,159,482,839		46,249,949,701
資産合計		44,159,482,839		46,249,949,701
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		292,628,692		326,528,557
未払解約金		14,808,801		25,745,080
未払受託者報酬		1,078,162		1,199,144
未払委託者報酬		25,157,049		27,980,099
その他未払費用		850,000		850,000
流動負債合計		334,522,704		382,302,880
負債合計		334,522,704		382,302,880
純資産の部				
元本等				
元本	1,2	60,964,310,929	1,2	59,368,828,727
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3	17,139,350,794	3	13,501,181,906
(分配準備積立金)		3,418,050,630		3,286,712,721
元本等合計		43,824,960,135		45,867,646,821
純資産合計		43,824,960,135		45,867,646,821
負債純資産合計		44,159,482,839		46,249,949,701

2 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第11特定期間 (自平成20年11月13日 至平成21年5月12日)		第12特定期間 (自平成21年5月13日 至平成21年11月12日)
営業収益				
受取配当金		1,691,059,388		1,685,761,841
受取利息		298,236		191,118
有価証券売買等損益		955,287,539		3,117,264,057
為替差損益		1,603,833,420		440,354,688
営業収益合計		4,250,478,583		5,243,571,704
営業費用				
受託者報酬		6,518,098		7,249,097
委託者報酬		152,088,738		169,145,568
その他費用		850,000		850,000
営業費用合計		159,456,836		177,244,665
営業利益又は営業損失()		4,091,021,747		5,066,327,039
経常利益又は経常損失()		4,091,021,747		5,066,327,039
当期純利益又は当期純損失()		4,091,021,747		5,066,327,039
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額()		9,256,763		13,544,231
期首剰余金又は期首欠損金()		20,053,156,965		17,139,350,794
剰余金増加額又は欠損金減少額		744,876,072		578,900,784
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		744,876,072		578,900,784
剰余金減少額又は欠損金増加額		141,982,480		183,598,009
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		141,982,480		183,598,009
分配金	1	1,770,852,405	1	1,809,916,695
期末剰余金又は期末欠損金()		17,139,350,794		13,501,181,906

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11特定期間 (自平成20年11月13日 至平成21年5月12日)	第12特定期間 (自平成21年5月13日 至平成21年11月12日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、投資信託受益証券の基準価 額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、投資証券の基準価額で評価 しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年11月14日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
 平成16年 7月30日 信託約款の一部を変更し、投資対象投資信託の追加を行う
 平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

() お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：http://www.caam.co.jp

() 申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成22年2月10日(水)から 平成23年2月 9日(水)まで	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、受付日がファンドの休業日 にあたる場合にはお申込みできません。

東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

なお、申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

*委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を延期することができます。

() 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

*取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

()途中換金の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- 1) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- 2) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

()途中換金取扱期間と途中換金価額

- 1) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- 2) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受けけないものとします。
- 3) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 4) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

()換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

()換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

()途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することができます。
- 2) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

()受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

()買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

() 買取請求の受付を中止する特別な場合

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取の受付を中止することができます

*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

*換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

() 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞、オープン基準価格「CAアセット」の欄に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は下記の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～午前11時半)

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成15年11月14日から無期限とします。ただし、後記、「(5)その他()信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4)【計算期間】

() この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年1月13日までとします。

() 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

() 信託の終了

- a . 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます(以下「繰上償還」といいます)。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ・ 信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
 - ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b . 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「() 信託約款の変更」のc . の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- d . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b . 上記a . の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c . 上記b . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。
- d . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a . から

d. までの規定に従います。

() 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

() ファンドが使用する愛称について

当ファンドは愛称として、「りそな ペア・インカム」もしくは「デュアル・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、一口を最低単位として販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第11特定期間(平成20年11月13日から平成21年5月12日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に、また、第12特定期間(平成21年5月13日から平成21年11月12日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。ただし、第12特定期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間(平成20年11月13日から平成21年5月12日まで)及び第12特定期間(平成21年5月13日から平成21年11月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

CA米国・ユーロ投資適格債ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11特定期間末 (平成21年 5月12日)	第12特定期間末 (平成21年11月12日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,027,197,112	1,114,126,255
投資信託受益証券	20,960,525,132	22,377,788,246
投資証券	22,150,717,647	22,758,033,674
派生商品評価勘定	146,736	-
未収入金	20,894,805	-
未収利息	1,407	1,526
流動資産合計	44,159,482,839	46,249,949,701
資産合計	44,159,482,839	46,249,949,701
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	292,628,692	326,528,557
未払解約金	14,808,801	25,745,080
未払受託者報酬	1,078,162	1,199,144
未払委託者報酬	25,157,049	27,980,099
その他未払費用	850,000	850,000
流動負債合計	334,522,704	382,302,880
負債合計	334,522,704	382,302,880
純資産の部		
元本等		
元本	^{1,2} 60,964,310,929	^{1,2} 59,368,828,727
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	³ 17,139,350,794	³ 13,501,181,906
(分配準備積立金)	3,418,050,630	3,286,712,721
元本等合計	43,824,960,135	45,867,646,821
純資産合計	43,824,960,135	45,867,646,821
負債純資産合計	44,159,482,839	46,249,949,701

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11特定期間 (自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日)	第12特定期間 (自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日)
営業収益		
受取配当金	1,691,059,388	1,685,761,841
受取利息	298,236	191,118
有価証券売買等損益	955,287,539	3,117,264,057
為替差損益	1,603,833,420	440,354,688
営業収益合計	4,250,478,583	5,243,571,704
営業費用		
受託者報酬	6,518,098	7,249,097
委託者報酬	152,088,738	169,145,568
その他費用	850,000	850,000
営業費用合計	159,456,836	177,244,665
営業利益又は営業損失（ ）	4,091,021,747	5,066,327,039
経常利益又は経常損失（ ）	4,091,021,747	5,066,327,039
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,091,021,747	5,066,327,039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	9,256,763	13,544,231
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	20,053,156,965	17,139,350,794
剰余金増加額又は欠損金減少額	744,876,072	578,900,784
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	744,876,072	578,900,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	141,982,480	183,598,009
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	141,982,480	183,598,009
分配金	1,770,852,405	1,809,916,695
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,139,350,794	13,501,181,906

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11特定期間 (自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日)	第12特定期間 (自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、投資信託受益証 券の基準価額で評価しておりま す。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、投資証券の基準 価額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基 準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、原則として特定期間 末日の対顧客先物売買相場におい て為替予約の受渡日の仲値が発表 されている場合には当該仲値、受 渡日の仲値が発表されていない場 合には発表されている受渡日に最 も近い前後二つの日の仲値をもと に計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及 び投資証券の収益分配金落ち日 において、当該収益分配金金額を計 上しております。	受取配当金 同左

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
----------------------------	---	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11特定期間末 (平成21年 5月12日)	第12特定期間末 (平成21年11月12日)
1 期首元本額	62,759,257,510円	60,964,310,929円
期中追加設定元本額	436,367,503円	762,959,580円
期中一部解約元本額	2,231,314,084円	2,358,441,782円
2 特定期間末日における受益権の総数	60,964,310,929口	59,368,828,727口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,139,350,794円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は13,501,181,906円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11特定期間 (自 平成20年11月13日 至 平成21年 5月12日)	第12特定期間 (自 平成21年 5月13日 至 平成21年11月12日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程

（平成20年11月13日から平成20年12月12日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（271,247,021円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,017,719,271円）及び分配準備積立金（3,516,334,085円）より分配対象収益は6,805,300,377円（1万口当たり1,091円）であり、うち299,253,041円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成20年12月13日から平成21年1月13日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（267,120,790円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,972,662,484円）及び分配準備積立金（3,491,140,834円）より分配対象収益は6,730,924,108円（1万口当たり1,086円）であり、うち297,309,489円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成21年1月14日から平成21年2月12日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（244,614,598円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,925,774,472円）及び分配準備積立金（3,461,668,164円）より分配対象収益は6,632,057,234円（1万口当たり1,078円）であり、うち295,174,078円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成21年2月13日から平成21年3月12日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（271,322,950円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,863,695,333円）及び分配準備積立金（3,441,345,309円）より分配対象収益は6,576,363,592円（1万口当たり1,074円）であり、うち293,690,170円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成21年5月13日から平成21年6月12日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（285,636,311円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,816,204,917円）及び分配準備積立金（3,400,807,639円）より分配対象収益は6,502,648,867円（1万口当たり1,069円）であり、うち291,752,010円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成21年6月13日から平成21年7月13日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（248,690,442円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,791,703,925円）及び分配準備積立金（3,366,407,168円）より分配対象収益は6,406,801,535円（1万口当たり1,063円）であり、うち289,271,143円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成21年7月14日から平成21年8月12日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（281,396,332円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,747,412,614円）及び分配準備積立金（3,348,909,453円）より分配対象収益は6,377,718,399円（1万口当たり1,061円）であり、うち288,267,419円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

（平成21年8月13日から平成21年9月14日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（244,609,451円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,728,550,516円）及び分配準備積立金（3,323,131,083円）より分配対象収益は6,296,291,050円（1万口当たり1,054円）であり、うち286,478,028円（1万口当たり48円）を分配金額としております。

<p>(平成21年3月13日から平成21年4月13日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(281,730,848円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,836,214,723円)及び分配準備積立金(3,427,374,853円)より分配対象収益は6,545,320,424円(1万口当たり1,072円)であり、うち292,796,935円(1万口当たり48円)を分配金額としております。</p> <p>(平成21年4月14日から平成21年5月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(279,299,622円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,830,952,536円)及び分配準備積立金(3,418,028,516円)より分配対象収益は6,528,280,674円(1万口当たり1,070円)であり、うち292,628,692円(1万口当たり48円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成21年9月15日から平成21年10月13日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(262,870,849円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,686,918,532円)及び分配準備積立金(3,311,255,974円)より分配対象収益は6,261,045,355円(1万口当たり1,051円)であり、うち327,619,538円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p> <p>(平成21年10月14日から平成21年11月12日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(268,019,350円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,627,095,772円)及び分配準備積立金(3,286,684,263円)より分配対象収益は6,181,799,385円(1万口当たり1,041円)であり、うち326,528,557円(1万口当たり55円)を分配金額としております。</p>
---	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11特定期間末 (平成21年5月12日)		第12特定期間末 (平成21年11月12日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託 受益証券	20,960,525,132	65,104,426	22,377,788,246	44,268,043
投資証券	22,150,717,647	1,088,981,293	22,758,033,674	74,435,190
合計	43,111,242,779	1,154,085,719	45,135,821,920	118,703,233

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第11特定期間 (自平成20年11月13日 至平成21年5月12日)	第12特定期間 (自平成21年5月13日 至平成21年11月12日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左

2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第11特定期間末（平成21年5月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	21,039,963		20,893,227	146,736
合計		21,039,963		20,893,227	146,736

(注)時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2．特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
 - 3．換算において円未満の端数は切捨てております。

第12特定期間末（平成21年11月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第11特定期間（自 平成20年11月13日 至 平成21年5月12日）

該当事項はありません。

第12特定期間（自 平成21年5月13日 至 平成21年11月12日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第11特定期間末 （平成21年 5月12日）	第12特定期間末 （平成21年11月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7189円 （7,189円）	0.7726円 （7,726円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ドイツ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)	32,502,234,199	22,377,788,246	
		小計	32,502,234,199	22,377,788,246	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	48.8%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			22,377,788,246	
投資証券	ユーロ	CAAM FUNDS ユーロ・bond・ファン ド 毎月分配クラス	375,859	33,883,688.85	
		CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ bond・ファン ド 毎月分配クラス	1,483,109	134,606,972.84	
	小計	1,858,968	168,490,661.69		
		銘柄数	2	(22,758,033,674)	
		組入時価比率	49.6%	100.0%	
	投資証券 合計			22,758,033,674 (22,758,033,674)	

合計	45,135,821,920 (22,758,033,674)
----	------------------------------------

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の受益証券及び「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス並びに「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ「投資信託受益証券」及び「投資証券」として計上しています。

「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスは、それぞれ「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」及び「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」にて他のシェアクラスと合同運用されております。

なお、「ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」及び「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス並びに「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況は次のとおりです。

以下に記載した1.「ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の状況の情報は、同投資信託の運用会社であるドイツ・アセット・マネジメント株式会社が同投資信託の決算日に作成する正式財務諸表から一部抜粋して開示しております。

また、以下に記載した2.「CAAM FUNDSユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況及び3.

「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況の情報は、委託会社が当該投資証券の保管銀行、管理事務代行会社であるCACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー 及び同投資証券の発行体であるCAAM FUNDSリミテッドからの情報に基づき、平成21年5月8日現在及び平成21年11月10日現在の財産の状況を記載したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

1. 「ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の状況

ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)

(1)貸借対照表

区分	前監査対象期間 (平成21年3月9日現在)	当監査対象期間 (平成21年9月8日現在)
	金額(円)	金額(円)

資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	23,543,583,724	26,009,829,741
未収入金	-	180,013,966
流動資産合計	23,543,583,724	26,189,843,707
資産合計	23,543,583,724	26,189,843,707
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	161,077,783	166,655,275
未払解約金	49,931,931	-
未払受託者報酬	758,382	880,802
未払委託者報酬	9,669,385	11,230,211
その他未払費用	1,203,300	1,247,678
流動負債合計	222,640,781	180,013,966
負債合計	222,640,781	180,013,966
純資産の部		
元本等		
元本	35,795,062,978	37,034,505,564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,474,120,035	11,024,675,823
（分配準備積立金）	1,065,437,713	877,359,829
元本等合計	23,320,942,943	26,009,829,741
純資産合計	23,320,942,943	26,009,829,741
負債純資産合計	23,543,583,724	26,189,843,707

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前監査対象期間 (自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)	当監査対象期間 (自 平成21年3月10日 至 平成21年9月 8日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	監査対象期間末日の取扱い 平成21年3月8日が休日のため、信託約款の規定により、当監査対象期間末日を平成21年3月9日としています。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間 (平成21年3月9日現在)	当監査対象期間 (平成21年9月8日現在)
1. 監査対象期間末日における受益権の総数	35,795,062,978口	37,034,505,564口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,474,120,035円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,024,675,823円です。
3. 監査対象期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6515円 (6,515円)	0.7023円 (7,023円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前監査対象期間(平成21年3月9日現在)

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	23,543,583,724	780,492,154
合計	23,543,583,724	780,492,154

当監査対象期間(平成21年9月8日現在)

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	26,009,829,741	543,629,769
合計	26,009,829,741	543,629,769

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前監査対象期間 (平成21年3月9日現在)	当監査対象期間 (平成21年9月8日現在)
元本の推移		
期首元本額	41,413,718,111円	35,795,062,978円
期中追加設定元本額	-	1,779,539,654円
期中一部解約元本額	5,618,655,133円	540,097,068円

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ドイツ・米国投資適格社債マ ザーファンド	24,823,277,096	26,009,829,741	-
合計	-	24,823,277,096	26,009,829,741	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ドイツ・米国投資適格社債マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

区分	(平成21年3月9日現在)	(平成21年9月8日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	145,969,471	263,977,355
コール・ローン	186,465,980	14,619,428

国債証券	-	56,482,446
地方債証券	-	51,003,399
特殊債券	-	202,793,662
社債券	22,781,240,199	25,116,289,951
派生商品評価勘定	19,523	1,595,400
未収利息	409,690,485	434,519,570
前払費用	42,195,046	15,431,961
差入委託証拠金	-	62,511,149
流動資産合計	23,565,580,704	26,219,224,321
資産合計	23,565,580,704	26,219,224,321
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,136	7,581,234
未払解約金	-	180,013,966
流動負債合計	5,136	187,595,200
負債合計	5,136	187,595,200
純資産の部		
元本等		
元本	25,281,484,805	24,844,127,189
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,715,909,237	1,187,501,932
元本等合計	23,565,575,568	26,031,629,121
純資産合計	23,565,575,568	26,031,629,121
負債純資産合計	23,565,580,704	26,219,224,321

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)	(自 平成21年3月10日 至 平成21年9月 8日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、社債券につきましては、個別法に基づき以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券につきましては、個別法に基づき以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p>

	<p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>(1)先物取引については、個別法に基づき、取引所の発表する計算日の清算値段又は最終相場を用いております。</p> <p>(2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	<p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年3月9日現在)	(平成21年9月8日現在)
1. 受益権の総数	25,281,484,805口	24,844,127,189口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,715,909,237円です。	-
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9321円 (9,321)	1.0478円 (10,478)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年3月9日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	22,781,240,199	430,582,728
合計	22,781,240,199	430,582,728

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日までの期間(平成20年11月11日から平成21年3月9日まで)を指しております。

(平成21年9月8日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	56,482,446	122,042
地方債証券	51,003,399	10,012,449
特殊債券	202,793,662	8,471,324
社債券	25,116,289,951	3,394,976,982
合計	25,426,569,458	3,413,387,713

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日までの期間（平成20年11月11日から平成21年9月8日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年9月9日 至 平成21年3月9日)	(自 平成21年3月10日 至 平成21年9月 8日)
1.取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約及び債券先物取引であります。
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	デリバティブ取引は、将来の為替の変動、有価証券の価格変動リスク及び金利変動リスクによるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスク及び金利変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。債券先物取引に係る主要なリスクは、価格変動リスクであります。
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成21年3月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	71,686,641	-	71,672,254	14,387
	合計	71,686,641	-	71,672,254	14,387

区分	種類	(平成21年9月8日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 アメリカドル	179,147,066	-	178,704,822	442,244
	合計	179,147,066	-	178,704,822	442,244

(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同監査対象期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同監査対象期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・同監査対象期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・同監査対象期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 同監査対象期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同監査対象期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(債券関連)

(平成21年3月9日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成21年9月8日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超 (円)		
市場取 引	債券先物取引 売建	2,003,630,194	-	2,010,058,272	6,428,078
	合計	2,003,630,194	-	2,010,058,272	6,428,078

(注) 時価の算定方法

- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(その他の注記)

項目	(平成21年3月9日現在)	(平成21年9月8日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	30,580,055,595円	25,281,484,805円
期中追加設定元本額	3,836,526円	1,221,218,771円
期中一部解約元本額	5,302,407,316円	1,658,576,387円
期末元本額	25,281,484,805円	24,844,127,189円
2. 元本の内訳		
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)	25,258,645,772円	24,823,277,096円
ドイチェ・米国投資適格社債ファンドV A (適格機関投資家専用)	22,839,033円	20,850,093円

ドイチェ・米国投資適格社債マザーファンドの有価証券明細表(上位30銘柄)

(平成21年9月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

社債券	アメリカドル	T 7% 07/01/15	7,500,000.00	8,648,377.50
		C 6.125% 05/15/18	8,000,000.00	7,628,480.00
		CMCSA 8.75% 08/01/15	6,000,000.00	6,899,640.00
		RCICN 7.25% 12/15/12	6,000,000.00	6,726,840.00
		GS 6.75% 10/01/37	7,000,000.00	6,657,560.00
		JPM 6.3% 04/23/19	5,500,000.00	6,048,790.00
		XEL 8% 08/28/12	5,000,000.00	5,776,400.00
		PEG 6.95% 06/01/12	5,000,000.00	5,495,100.00
		HSBC 6.75% 05/15/11	5,170,000.00	5,445,685.08
		VZ 7.75% 12/01/30	4,000,000.00	4,739,280.00
		BAC 7.5% 03/15/12	4,000,000.00	4,293,292.00
		BAC 7.8% 09/15/16	4,000,000.00	4,255,920.00
		CVS 6.25% 06/01/27	4,000,000.00	4,247,611.96
		GE 6.9% 09/15/15	3,750,000.00	4,233,562.50
		BHP 8.5% 12/01/12	3,500,000.00	4,116,280.00
		CAG 7.125% 10/01/26	3,775,000.00	3,778,775.00
		AXP 8.125% 05/20/19	3,250,000.00	3,681,567.50
		AEP 7% 04/01/38	3,000,000.00	3,321,401.70
		KR 7% 05/01/18	3,000,000.00	3,306,510.00
		ACE 5.6% 05/15/15	3,000,000.00	3,199,209.00
		WFC 6.6% 01/15/38	3,000,000.00	3,159,150.00
		RAI 7.75% 06/01/18	3,000,000.00	3,153,000.00
		CS 6% 02/15/18	3,000,000.00	3,117,300.00
		BBT 4.9% 06/30/17	3,000,000.00	2,951,940.00
		COV 6% 10/15/17	2,665,000.00	2,951,354.25
		NSC 7.7% 05/15/17	2,500,000.00	2,924,907.50
		SWY 6.25% 03/15/14	2,500,000.00	2,758,885.00
		VZ 8.95% 03/01/39	2,000,000.00	2,735,000.00
		MS 6.6% 04/01/12	2,500,000.00	2,708,307.50
		MS 6% 05/13/14	2,500,000.00	2,674,275.00

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が作成した正式財務諸表に含まれる附属明細表の有価証券明細表より上位30銘柄を開示しております。開示形式は正式財務諸表とは異なります。

2. 「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況

(1) 本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス(「CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス)の情報

	(平成21年5月8日)	(平成21年11月10日)
1口当たり純資産額	85.64ユーロ	90.15ユーロ
基準日における元本口数	735,778.971口	1,721,988.046口
うち、本報告書開示対象ファンドの保有口数	378,859口	375,859口
純資産	63,013,446.67ユーロ	155,236,938.85ユーロ

(2) CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンド純資産計算書

(単位：ユーロ)

	(平成21年5月8日)	(平成21年11月10日)
資産合計	179,935,958.78	302,887,354.62
有価証券	174,288,082.91	291,887,018.30
オプション(買)	4,500.00	
預金	944,452.53	3,580,569.39
未収利息	3,105,241.31	4,253,900.07
未収追加設定金	1,176,781.40	3,158,533.53

先物取引評価勘定	363,085.00	
その他の資産	53,815.63	7,333.33
負債合計	29,159,249.32	59,374,867.93
オプション（売）	13,500.00	
有価証券買付未払金	2,714,660.26	248,322.50
貸付取引有価証券	26,115,836.22	58,133,017.19
未払解約金	50,757.68	71,118.79
先物取引評価勘定		285,945.00
スワップ取引評価勘定	48,151.63	69,509.35
未払運用報酬	64,794.58	103,788.64
その他の負債	151,548.95	463,166.46
純資産	150,776,709.46	243,512,486.69

CAAM FUNDS ユーロ・ボンド・ファンドの有価証券明細表（評価額上位30銘柄）

（平成21年11月10日）

種類	銘柄	額面（ユーロ）	評価額（ユーロ）
国債証券	HELLENIC REPUBLIC 4.30 09-12 20/03A	14,000,000	14,654,640.00
	ITALY BTP 4.25 09-19 01/09S	13,200,000	13,605,372.00
	HELLENIC REPUBLIC 5.50 09-14 20/08A	12,000,000	13,090,320.00
	BTPS 4.25 08-13 15/04S	9,000,000	9,581,670.00
	DEUTSCHLAND I/L BOND 1.50 06-16 15/04A	7,500,000	8,284,178.30
社債券	CRH 3.75 08-11 24/06A	6,800,000	7,029,466.00
国債証券	BELGIUM -47- 3.25 06-16 28/09A	6,500,000	6,559,475.00
社債券	BNPP HOME LOAN COV 2.25 09-12 01/10A	6,400,000	6,404,224.00
	BCO SANTANDER TOTTA 3.25 09-14 21/10A	6,300,000	6,284,155.50
国債証券	FRANCE OAT 5.75 00-32 25/10A	4,500,000	5,502,060.00
	AUSTRIA EMTN 3.50 04-15 15/07A	5,100,000	5,274,318.00
	BRD 6.50 97-27 04/07A	4,000,000	5,221,760.00
社債券	CAJA DE AHORROS 3.00 09-14 03/11A	5,200,000	5,179,522.40
国債証券	NEDERLAND 3.25 05-15 15/07A	5,000,000	5,126,000.00
	FRANCE OAT 3.25 06-16 25/04A	5,000,000	5,100,500.00
社債券	CAIXA CATALUNYA 3.00 09-14 29/10A	5,100,000	5,082,399.90
国債証券	ALLEMAGNE 4.75 08-40 04/07A	4,500,000	5,048,370.00
社債券	ING BANK NV 3.00 09-14 30/09A	4,700,000	4,675,724.50
国債証券	ITALY BTP 5.00 09-40 01/09S	4,500,000	4,609,890.00
	AUSTRIA 4.30 03-14 15/07A	4,000,000	4,301,800.00
	PORTUGAL OT'S 4.375 03-14 16/06A	4,000,000	4,289,760.00
	FRANCE BTF -10 04/02U	4,000,000	3,995,808.29
社債券	BBVA 3.00 09-14 09/10A	4,000,000	3,976,648.00
	BNP PARIBAS COVERED 4.75 08-13 28/05A	3,500,000	3,758,209.00
	CREDIT AG COV BD -01- 4.50 09-16 29/01A	3,200,000	3,402,668.80
国債証券	GREECE 6.00 09-19 19/07A	3,000,000	3,304,560.00
社債券	BANCO ESP.DE CREDITO 2.625 09-13 28/02A	3,300,000	3,296,350.20
	STADSHYPOTEK AB 3.00 09-14 01/10A	3,300,000	3,285,852.90
国債証券	ITALY BTP 4.75 08-23 01/08S	3,000,000	3,129,210.00
社債券	BNP PARIBAS COV 4.125 08-11 24/01A	3,000,000	3,098,673.00

3. 「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラスの状況

(1)本報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス（「CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド」の毎月分配クラス）の情報

	（平成21年5月8日）	（平成21年11月10日）
--	-------------	---------------

1口当たり純資産額	79.16ユーロ	90.76ユーロ
基準日における元本口数	2,052,606.793口	1,883,373.433口
うち、本報告書開示対象ファンドの 保有口数	1,703,109口	1,483,109口
純資産	162,477,113.22ユーロ	170,929,485.81ユーロ

(2)CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド純資産計算書

(単位：ユーロ)

	(平成21年5月8日)	(平成21年11月10日)
資産合計	445,580,377.34	564,921,503.14
有価証券	433,987,803.68	546,918,783.30
預金	1,189,391.78	2,274,137.08
未収利息	8,651,926.48	10,687,605.06
有価証券売却未収入金		2,205,083.29
未収追加設定金	966,497.16	2,719,361.27
為替予約取引評価勘定	84,817.29	83,185.92
先物取引評価勘定	419,994.73	
スワップ取引評価勘定	4,435.39	
その他の資産	275,510.83	33,347.22
負債合計	54,552,335.38	62,752,611.29
有価証券買付未払金	27,205,348.21	1,539,599.50
貸付取引有価証券	26,248,500.02	57,233,358.26
未払解約金	572,190.82	1,425,246.16
先物取引評価勘定		463,135.68
スワップ取引評価勘定		1,016,649.53
未払運用報酬	222,968.33	316,272.85
その他の負債	303,328.00	758,349.31
純資産	391,028,041.96	502,168,891.85

CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドの有価証券明細表（評価額上位30銘柄）

(平成21年11月10日)

種類	銘柄	額面 / 口数 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)
国債証券	ITALY BTP 5.00 09-40 01/09S	10,000,000	10,244,200.00
社債券	BNP PARIBAS SUB FL.R 05-15 06/12A	8,000,000	8,035,064.00
	UBS LONDON EMTN 6.25 08-13 03/09A	7,000,000	7,689,969.00
	BFCM EMTN SUB FL.R 06-16 19/12Q	7,000,000	6,496,000.00
	STANDARD CHART SUB FL.R 05-17 03/02A	5,500,000	5,404,316.50
	SAMPO EMTN 6.339 09-12 10/04A	5,000,000	5,365,140.00
	GOLDMAN SASCHS 5.375 08-13 15/02A	5,000,000	5,277,805.00
	INTESA SANPAOLO FL.R 08-18 28/05A	5,000,000	5,276,540.00
	TELECOM ITALIA EMTN 4.75 06-14 19/05A	5,000,000	5,213,935.00
	SANTANDER ISSUANCES FL.R 07-17 24/10A	5,000,000	5,206,730.00
	AREVA EMTN 4.375 09-19 06/11A	5,050,000	5,091,112.05
	ABBAY NATL SUB FL.R 05-15 21/04Q	5,000,000	4,845,720.00
	ING GROEP NV 5.625 08-13 03/09A	4,500,000	4,832,059.50
	GECC EMTN 5.375 09-20 23/01A	4,650,000	4,782,432.00
	CL CAPITAL TRUST PERP 7.047 02-XX 26/04A	5,000,000	4,781,755.00
	CITIGROUP 7.375 09-19 04/09A	4,350,000	4,755,359.10
	CREDIT SUISSE GR FIN. FL.R 06-18 23/01A	4,800,000	4,755,144.00
	BBVA SENIOR FINANCE FL.R 05-17 23/05Q	5,000,000	4,717,650.00
	BANK OF AMERICA CORP FL.R 04-19 06/05A	5,000,000	4,584,015.00

投資証券	BBVA INTL PREF. -E-	FL.R	09-XX 21/10A	4,350,000	4,508,083.35
	BPCE	9.25	06-XX 22/04S	4,650,000	4,442,549.55
	DEUTSCHE TELEKOM EMTN	7.50	03-33 24/01A	3,500,000	4,367,443.50
	BARCLAYS BANK	5.25	09-14 27/05A	4,000,000	4,285,076.00
	HSBC CAP FDG	FL.R	03-XX 31/12A	4,800,000	4,273,886.40
	SG CAPITAL TRUST SUB	FL.R	03-49 10/11A	5,000,000	4,136,455.00
	CIE DE SAINT GOBAIN	4.875	06-16 31/05A	4,000,000	4,084,156.00
	SANTANDER ISSUANCES	FL.R	09-19 27/07A	3,750,000	4,067,392.50
	STRUCTURA VAR NEW EUR AGGREGATE -I- CAP			7	4,051,553.10
	AGF	FL.R	05-XX 10/06A	5,000,000	4,050,000.00
	AVIVA PLC	FL.R	04-XX 29/11A	5,000,000	3,979,120.00

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年12月末日現在

資産総額	45,390,944,814円
負債総額	65,080,545円
純資産総額(-)	45,325,864,269円
発行済口数	58,654,843,455口
1口当たり純資産額(/)	0.7728円
(1万口当たり純資産額)	(7,728円)

第5【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自平成15年11月14日 至平成16年5月12日	12,690,117,757	598,560,507	12,091,557,250
第2特定期間	自平成16年5月13日 至平成16年11月12日	23,424,348,960	1,145,386,296	34,370,519,914
第3特定期間	自平成16年11月13日 至平成17年5月12日	27,865,825,007	1,650,058,748	60,586,286,173
第4特定期間	自平成17年5月13日 至平成17年11月14日	28,707,056,711	3,601,940,445	85,691,402,439
第5特定期間	自平成17年11月15日 至平成18年5月12日	9,067,180,953	6,995,281,058	87,763,302,334
第6特定期間	自平成18年5月13日 至平成18年11月13日	4,410,453,742	9,087,078,883	83,086,677,193
第7特定期間	自平成18年11月14日 至平成19年5月14日	1,643,022,626	11,223,129,853	73,506,569,966
第8特定期間	自平成19年5月15日 至平成19年11月12日	1,870,613,541	4,988,634,760	70,388,548,747
第9特定期間	自平成19年11月13日 至平成20年5月12日	860,145,753	3,841,309,908	67,407,384,592
第10特定期間	自平成20年5月13日 至平成20年11月12日	410,826,769	5,058,953,851	62,759,257,510
第11特定期間	自平成20年11月13日 至平成21年5月12日	436,367,503	2,231,314,084	60,964,310,929
第12特定期間	自平成21年5月13日 至平成21年11月12日	762,959,580	2,358,441,782	59,368,828,727

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金	3億円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	43,200株

直近5年間における主な資本金の額の増減：

平成17年1月 4日	減資による資本金の減少額	7億1,000万円
平成21年6月30日	増資による資本金の増加額	5億円
平成21年6月30日	減資による資本金の減少額	5億円

(2) 委託会社の機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を会長に、その他の取締役から代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を社長に任命することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 運用体制 >

() 運用委員会

< 各委員会、会議 >

アセット・アロケーション委員会（毎月）

決定事項：世界の主要マーケットにおける経済、金利、通貨、企業収益及び株式市場等の最新情報を検討し、いわゆる トップ・ダウン方式によりグローバル・アセット・アロケーションを決定します。

アセット・アロケーション・ミーティング（四半期毎）

決定事項：調査インプットを再検討し、次四半期のアジアのアセット・アロケーションを決定します。

戦略会議（毎月）

決定事項：マクロ経済・投資環境分析と個別セクター・市場動向の分析・予測をします。

銘柄選択会議（毎月）

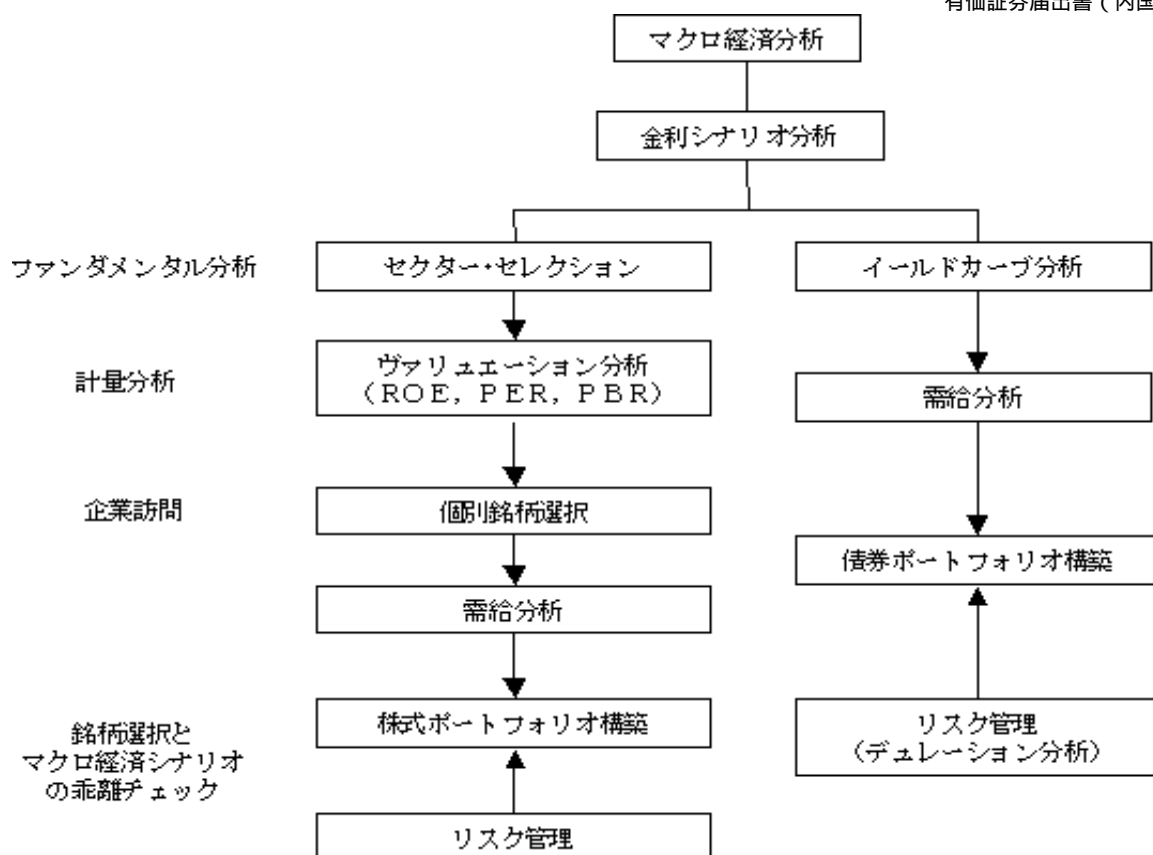
決定事項：投資対象リストを作成、更新します。

ウィークリー・ミーティング（毎週）

決定事項：直近の出来事や、前回の会議で予測不能であった事象などの投資環境への影響を討議します。討議の内容を各自ポートフォリオ調整に反映させ、組織としてのストラテジーの一貫性を維持します。

() 意思決定プロセス

「グローバル・マクロ経済シナリオ」に基づき、以下の手順でポートフォリオの構築が行われます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月末現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産額合計(百万円)
追加型株式投資信託	17	339,089
単位型株式投資信託	104	393,347
合計	121	732,436

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。また、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日)		第24期 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,743,280		626,501
関係会社短期貸付金		210,000		-
前払費用		699,402		661,779
未収入金		24,651		17,590
未収委託者報酬		704,752		390,561
未収収益	*1	113,206	*1	74,644
繰延税金資産		351,586		372,728
立替金	*1	82,744		29,494
未収還付法人税等		-		132,022
未収消費税等		10,061		45,403
その他		69		99
流動資産合計		3,939,756		2,350,826
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備（純額）	*2	40,757	*2	73,647
器具備品（純額）	*2	60,361	*2	94,832
リース資産（純額）		-	*2	4,732
有形固定資産合計		101,118		173,212
無形固定資産				
ソフトウェア		4,860		9,871
電話加入権		584		584
無形固定資産合計		5,445		10,455
投資その他の資産				
投資有価証券		203,003		19,036
長期差入保証金		326,979		248,007
長期前払費用		3,095		2,142
関係会社株式		10,000		10,000
繰延税金資産		784,770		586,032
投資その他の資産合計		1,327,848		865,218
固定資産合計		1,434,412		1,048,887
資産合計		5,374,169		3,399,713
負債の部				
流動負債				
リース債務		-		979
預り金	*1	65,585		23,335
未払金	*1	583,202		244,327
未払手数料		409,247		196,354
その他未払金		173,955		47,972
未払費用		422,960		214,655
未払配当金	*1	445,370		-

未払法人税等	53,126	14,049
前受収益	2,550,772	2,482,840
賞与引当金	70,726	31,450
役員賞与引当金	15,525	5,550
流動負債合計	4,207,270	3,017,187
固定負債		
リース債務	-	3,753
退職給付引当金	28,616	38,734
固定負債合計	28,616	42,488
負債合計	4,235,887	3,059,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	395,012
資本剰余金合計	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金	446,944	352,446
繰越利益剰余金	446,944	352,446
利益剰余金合計	446,944	352,446
株主資本合計	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,675	2,528
評価・換算差額等合計	3,675	2,528
純資産合計	1,138,281	340,037
負債純資産合計	5,374,169	3,399,713

(2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,825,272	5,212,553
投資顧問料	*1 206,412	-
運用受託報酬	-	39,280
その他営業収益	*1 425,835	322,292
営業収益合計	9,457,520	5,574,127
営業費用		
支払手数料	4,974,756	2,898,032
広告宣伝費	284,112	207,568
調査費	697,315	459,384
調査費	106,581	56,841
委託調査費	*1 590,734	402,543
委託計算費	70,676	67,429
営業雑経費	700,370	526,385
通信費	*1 388,521	291,586
保険料	4,053	5,458
印刷費	300,621	222,420
諸会費	7,174	6,919
営業費用合計	6,727,231	4,158,801
一般管理費		
給料	1,221,755	1,275,547
役員報酬	130,052	162,190
給料・手当	845,497	971,558
役員賞与	65,653	41,389
賞与	180,553	100,408
福利厚生費	205,586	191,728
退職給付費用	77,028	75,106
交際費	16,889	9,914
旅費交通費	53,888	39,269
不動産賃借料	130,246	215,350
修繕費	41,734	12,617
固定資産減価償却費	17,212	37,874
消耗器具備品費	39,895	49,031
専門家報酬	68,411	32,554
諸経費	85,338	52,741
一般管理費合計	1,957,988	1,991,735
営業利益又は営業損失()	772,300	576,409
営業外収益		
受取利息	*1 1,902	*1 1,700
雑収入	4,541	4,937
営業外収益合計	6,444	6,637

営業外費用			
支払利息		26	-
為替差損		2,891	3,362
投資有価証券売却損		-	8,152
営業外費用合計		2,917	11,514
経常利益又は経常損失()		775,827	581,286
特別損失			
固定資産除却損	*2	58,100	1,062
違約金損失		-	*2 27,867
特別損失合計		58,100	28,929
税引前当期純利益			
又は税引前当期純損失()		717,726	610,215
法人税、住民税及び事業税		254,739	272
法人税等追徴税額		-	12,092
法人税等調整額		65,528	176,809
法人税等合計		320,268	189,174
当期純利益又は当期純損失()		397,458	799,390

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
利益剰余金合計		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390
当期末残高	446,944	352,446
株主資本合計		
前期末残高	1,189,869	1,141,957
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失 ()	397,458	799,390
当期変動額合計	47,912	799,390

当期末残高	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
評価・換算差額等合計		
前期末残高	124	3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	3,799	1,146
当期末残高	3,675	2,528
純資産合計		
前期末残高	1,189,993	1,138,281
当期変動額		
剰余金の配当	445,370	-
当期純利益又は当期純損失()	397,458	799,390
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,799	1,146
当期変動額合計	51,711	798,243
当期末残高	1,138,281	340,037

重要な会計方針

項目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法 2. 固定資産の減価 償却の方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)</p> <p>(1) 有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(3 年)に基づいております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法により償却し ております。 なお、リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年4月1 日前に開始する事業年度に属する ものについては、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理に よっております。</p> <p>(1) 退職給付引当金 同左</p>
3. 引当金の計上基 準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき計上して おります。 なお、会計基準変更時差異(7,388千 円)については、15年による均等額を 費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支 給見込額の当期負担額を計上してお ります。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

4. リース取引の処理方法	<p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p>第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>

<p>「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは当事業年度より「現金・預金」と表示し、また、前事業年度において「法人税等」と掲記されていたものは当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	<p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。</p>
---	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)																						
<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">79,980千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">15,756千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">211,701千円</td> </tr> <tr> <td>未払配当金</td> <td style="text-align: right;">445,370千円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">13,301千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">1,405千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">23,931千円</td> </tr> </table>	未収収益	79,980千円	立替金	15,756千円	未払金	211,701千円	未払配当金	445,370千円	預り金	13,301千円	建物付属設備	1,405千円	器具備品	23,931千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">53,765千円</td> </tr> </table> <p>*2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">13,594千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,053千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">163千円</td> </tr> </table>	未収収益	53,765千円	建物付属設備	13,594千円	器具備品	38,053千円	リース資産	163千円
未収収益	79,980千円																						
立替金	15,756千円																						
未払金	211,701千円																						
未払配当金	445,370千円																						
預り金	13,301千円																						
建物付属設備	1,405千円																						
器具備品	23,931千円																						
未収収益	53,765千円																						
建物付属設備	13,594千円																						
器具備品	38,053千円																						
リース資産	163千円																						

(損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業収益</p> <p>投資顧問料 131,735千円</p> <p>その他営業収益 274,173千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 132,968千円</p> <p> 通信費 243,487千円</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,642千円</p> <p>*2 固定資産除却損58,100千円は、事務所の移転に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。</p>	<p>*1 関係会社との取引</p> <p>営業外収益</p> <p>受取利息 1,671千円</p> <p>*2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 未払配当金

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 剰余金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	利益 剰余金	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

- (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	5,050千円
合計	6,428千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	459千円
減価償却相当額	459千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	3,673千円
合計	5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,377千円
減価償却相当額	1,377千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

第23期

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	209,200	203,003	6,196
合計		209,200	203,003	6,196

(注) 有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合計		23,300	19,036	4,263

(注) 有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
198,047	1,287	9,440

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用していましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	69,569	88,423
(2) 年金資産(千円)	37,504	46,732
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	32,064	41,690
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	3,447	2,955
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	28,616	38,734
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	28,616	38,734

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	77,028	75,106
(1) 勤務費用(千円)	*1	*1
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	40,513	62,024
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	492	492
	36,023	12,590

(注) *1 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益 1,037,909	前受収益 1,010,267
その他 98,448	繰越欠損金 173,408
繰延税金資産小計 1,136,357 -	その他 64,458
評価性引当額	繰延税金資産小計 1,248,135
繰延税金資産合計 1,136,357	評価性引当額 289,373
	繰延税金資産合計 958,761

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費	0.7%
役員賞与	4.2%
その他	1.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント S.A.	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有直接 100%	兼任 1名	投資信託、投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	131,735	未収収益	12,339
								委託調査費（当社ファンドの運用委託費）等の支払	132,968	未払金	151,002
								その他営業収益（主に、情報提供、コンサルティング料）の受取	239,173	未収収益	57,500
								-	-	未払配当金	445,370

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア・エスアイエス株式会社	東京都千代田区	千円 10,000	情報機器の保守管理業	所有直接 100%	兼任 2名	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等	通信費の支払	243,487	未払金	60,699
								資金の貸付	60,000	貸付金	210,000
								利息の受取	1,642	未収入金	1,140
								-	-	立替金	15,756
								-	-	預り金	13,301

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル 1,300	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	29,227	未収収益	5,234
								委託調査費等の支払	62,725	未払金	6,484
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ、ペンブローク	千ユーロ 10	投資信託委託業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	38,092	未払金	9,762
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ 78,077	投資顧問業	-	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費等の支払	344,199	前払費用	663,677
										未払金	423
										未収入金(注)1	12,045

(注) 1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー(非上場)

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	49,063円87銭	1株当たり純資産額	14,656円80銭
1株当たり当期純利益	17,131円83銭	1株当たり当期純損失	34,456円47銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	397,458千円	損益計算書上の当期純損失	799,390千円
普通株式に係る当期純利益	397,458千円	普通株式に係る当期純損失	799,390千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	23,200株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	<p>（重要な新株の発行及び資本金の減少） 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。</p> <p>(1)募集等の方法 株主割当による新株の募集。</p> <p>(2)発行する株式の種類及び数 普通株20千株</p> <p>(3)発行価格 1株につき50千円</p> <p>(4)発行価額 1,000,000千円</p> <p>(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額 500,000千円</p> <p>(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額 500,000千円</p> <p>(7)申込期日 平成21年4月16日</p> <p>(8)払込期日 平成21年5月19日</p> <p>(9)資金の用途 財務状態の強化。</p>

	<p>ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。</p> <p>(1)資本金の減少の目的 資本金の金額を維持するため。</p> <p>(2)資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。</p> <p>(3)減少する資本金の額 500,000千円</p> <p>(4)減資の日程 取締役会決議日 平成21年4月16日 債権者異議申述公告日 平成21年4月24日 債権者異議申述最終期日 平成21年5月24日 効力発生日 平成21年6月30日</p>
--	--

[次へ](#)

中間財務諸表
中間貸借対照表

		（ 単位：千円 ）
		第25期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,231,539
前払費用		655,458
未収入金		39,636
未収委託者報酬		789,771
未収収益		89,611
繰延税金資産		419,389
立替金		15,197
その他		124
流動資産合計		3,240,728
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	64,923
器具備品（純額）	*1	83,115
リース資産（純額）	*1	4,243
有形固定資産合計		152,282
無形固定資産		
ソフトウェア		10,667
電話加入権		584
無形固定資産合計		11,252
投資その他の資産		
投資有価証券		16,471
長期差入保証金		248,407
長期前払費用		1,666
繰延税金資産		531,121
投資その他の資産合計		797,666
固定資産合計		961,201
資産合計		4,201,929

（ 単位：千円 ）

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	979
預り金	21,007
未払金	386,669
未払手数料	325,784
その他未払金	60,884
未払費用	148,043
未払法人税等	3,164
未払消費税等	*2 12,011
前受収益	2,275,898
賞与引当金	133,232
役員賞与引当金	23,511
流動負債合計	3,004,516
固定負債	
リース債務	3,264
退職給付引当金	28,990
固定負債合計	32,254
負債合計	3,036,771
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
資本準備金	1,042,566
資本剰余金合計	1,042,566
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	177,391
利益剰余金合計	177,391
株主資本合計	1,165,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	16

評価・換算差額等合計	16
純資産合計	1,165,158
負債純資産合計	4,201,929

中間損益計算書

（ 単位：千円 ）

	第25期中間会計期間 （ 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日 ）
営業収益	
委託者報酬	2,471,777
運用受託報酬	19,968
その他営業収益	122,393
営業収益合計	2,614,138
営業費用及び一般管理費	*1 2,788,468
営業損失（ ）	174,329
営業外収益	
受取利息	3
雑収入	11,007
営業外収益合計	11,010
営業外費用	
為替差損	5,731
投資有価証券売却損	1,454
営業外費用合計	7,185
経常損失（ ）	170,504
税引前中間純損失（ ）	170,504
法人税、住民税及び事業税	1,146
法人税等調整額	5,740
法人税等合計	6,887
中間純損失（ ）	177,391

中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

第25期中間会計期間

(自平成21年4月1日

至平成21年9月30日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	300,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
準備金から剰余金への振替	352,446
当中間期変動額合計	647,553
当中間期末残高	1,042,566
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
準備金から剰余金への振替	352,446
欠損填補	352,446
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	-
資本剰余金合計	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	352,446
当中間期変動額合計	647,553
当中間期末残高	1,042,566
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	352,446
当中間期変動額	
欠損填補	352,446

中間純損失（ ）	177,391
当中間期変動額合計	175,054
当中間期末残高	177,391
利益剰余金合計	
前期末残高	352,446
当中間期変動額	
欠損填補	352,446
中間純損失（ ）	177,391
当中間期変動額合計	175,054
当中間期末残高	177,391
株主資本合計	
前期末残高	342,566
当中間期変動額	
新株の発行	1,000,000
資本金から準備金への振替	-
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	-
中間純損失（ ）	177,391
当中間期変動額合計	822,608
当中間期末残高	1,165,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,528
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,511
当中間期変動額合計	2,511
当中間期末残高	16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,528
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,511
当中間期変動額合計	2,511
当中間期末残高	16
純資産合計	
前期末残高	340,037
当中間期変動額	
新株の発行	1,000,000
資本金から準備金への振替	-
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	-
中間純損失（ ）	177,391
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,511
当中間期変動額合計	825,120
当中間期末残高	1,165,158

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

4. その他中間財務諸表作成の
ため
の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	22,318千円
器具備品	52,987千円
リース資産	652千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	24,148千円
無形固定資産	2,659千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株 式数(株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

(リース取引関係)

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	当中間会計期間末残高相当額 (千円)
器具備品	6,888	2,525	4,362

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,984千円

 合計 4,362千円

(注) 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 688千円

減価償却費相当額 688千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成21年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
その他	16,500	16,471	28
合計	16,500	16,471	28

（注）有価証券は当中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年 9月30日)	
1株当たり純資産額	26,971円26銭
1株当たり中間純損失	5,316円86銭
1株当たり中間純損失の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	177,391千円
普通株式に係る中間純損失	177,391千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	33,364株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社 りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

- ・名称 株式会社 近畿大阪銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営みます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称及びロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの愛称及び基本的性格を記載します。また、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。
- (2) 目論見書の表紙裏に「投資信託についての一般的な留意事項」及び「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」を記載することがあります。また、有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨を記載します。
- (3) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約または図表化したものを「ファンドの概要」等として、目論見書の冒頭(巻末)に記載します。
- (4) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款の全文を記載します。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

- (8) 目論見書は目論見書の別称として次を使用する場合があります。
- 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書）に請求目論見書（金融商品取引法第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書）を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成21年5月13日から平成21年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成21年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCA米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成20年11月13日から平成21年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CA米国・ユーロ投資適格債ファンドの平成21年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。